

平成 28 年度

自己点検シート

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

(平成 28 年 4 月版)

事業所番号： 3 3

事業所名：

点検年月日：平成 年 月 日()

点検担当者：

<根拠・確認事項欄：省略標記一覧>

【条例】

- 施設条例** 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例
(平成24年岡山県条例第64号)
- 居宅条例** 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(平成24年岡山県条例第62号)
- 予防条例** 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例
(平成24年岡山県条例第65号)

【省令】

- 施設省令** 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- 居宅省令** 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- 予防省令** 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

【条例解釈通知】

- ◆**施設条例解釈通知** 介護保険法に基づき条例で規定された介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準について（平成25年1月15日付け長寿第1870号）
- ◆**居宅等条例解釈通知** 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について（平成25年1月15日付け長寿第1868号）

【省令解釈通知】

- ◇**施設省令解釈通知** 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日付け老企第44号）
- ◇**居宅等省令解釈通知** 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日付け老企第25号）

【文献：（発行：社会保険研究所）】

- 「青」 介護報酬の解釈1 単位数表編《平成27年4月版》
- 「赤」 介護報酬の解釈2 指定基準編《平成27年4月版》
- 「緑」 介護報酬の解釈3 QA・法令編《平成27年4月版》

確 認 事 項	適 否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p>第1 基本方針</p> <p>・事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p>「居宅療養管理指導の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図る。」</p> <p>「介護予防居宅療養管理指導の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。」</p> <p>・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤P115, P914】</p> <p>・定款、寄附行為等</p> <p>・運営規程</p> <p>・パンフレット等</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>従業者の員数</p> <p>・従業者の員数は次のとおりか。</p> <p>(病院又は診療所)</p> <p>①医師又は歯科医師</p> <p>②薬剤師、看護職員、歯科衛生士（歯科衛生士が行う指定（介護予防）居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士</p> <p>その提供する指定（介護予防）居宅療養管理指導の内容に応じた適当数</p> <p>(薬局)</p> <p>薬剤師</p> <p>(指定訪問看護ステーション等)</p> <p>看護職員（歯科衛生士が行う指定（介護予防）居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師）</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤P115, P914】</p> <p>【居宅 条例第91条】</p> <p>【介護予防条例第89条】</p> <p>・勤務体制一覧表</p> <p>・出勤簿（タイムカード）</p> <p>・給与台帳</p> <p>・資格証</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備及び備品等</p> <p>(1) 事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であるか。</p> <p>(2) 事業の運営に必要な広さを有しているか。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品等を備えているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤P116, P915】</p> <p>【居宅 条例第92条】</p> <p>【介護予防条例第90条】</p>
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 重要事項を記した文書を交付して、説明を行っているか。</p> <p>(2) 重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。</p> <p style="margin-left: 20px;"> 重要事項最低必要項目 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 </p> <p>(3) 当該同意は書面によって確認されているか。</p> <p>2 提供拒否の禁止 事例の有・無</p> <p>・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (提供を拒否したことがある場合は、どのような事例か。) 正当な理由の例 (通知)</p> <p style="margin-left: 20px;"> ①事業所の現員では対応しきれない。 ②利用申込者の居住地が実施地域外である。 ③その他適切なサービスを提供することが困難な場合 </p> <p>3 サービス提供困難時の対応 事例の有・無</p> <p>・ 居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに行っているか。</p> <p>4 受給資格等の確認</p> <p>(1) サービス提供を求められた場合、次の要件を被保険者証によって確認しているか。</p> <p style="margin-left: 20px;"> ①被保険者資格 ②要介護 (支援) 認定の有無 ③要介護 (支援) 認定の有効期間 </p> <p>(2) 確認した後は、利用者へ被保険者証を返却しているか。 (事業者が被保険者証を取り込んでいないか。)</p> <p>(3) 認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。 事例の有・無</p>	<p>【赤P117, P915】</p> <p>【居宅 条例第 9条】</p> <p>【介護予防条例第51条の2】</p> <p>【県解釈通知 (居宅)】 第二-1-(1) 第二-5-(4)で準用</p> <p>【県解釈通知 (介護予防)】 第三-1-(1) 第三-5-(4)で準用</p> <p>・ 重要事項説明書</p> <p>・ 同意に関する書類</p> <p>【居宅 条例第10条】</p> <p>【介護予防条例第51条の3】</p> <p>・ 利用申込受付簿</p> <p>・ 要介護度の分布がわかる資料</p> <p>【居宅 条例第11条】</p> <p>【介護予防条例第51条の4】</p> <p>【居宅 条例第12条】</p> <p>【介護予防条例第51条の5】</p> <p>・ サービス提供票</p> <p>・ 個人記録</p>	

確 認 事 項	適 否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p>5 要介護認定等の申請に係る援助</p> <p>(1) 利用申込者が要介護認定等を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。</p> <p>〔 必要な援助とは、既に申請が行われているかどうか確認し、申請をしていない場合は、利用申込者の意向を踏まえて申請を促すこと。 〕</p> <p>(2) 要介護認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには更新の必要があること、また更新の申請は、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。</p> <p>＊居宅介護支援が利用者に対し行われていない場合。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【居宅 条例第13条】 【介護予防条例第51条の6】</p>
<p>6 心身の状況等の把握</p> <p>・サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【居宅 条例第14条】 【介護予防条例第51条の7】 ・サービス担当者会議の要点的記録</p>
<p>7 居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。</p> <p>(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【居宅 条例第69条】 【介護予防条例第69条】</p>
<p>8 居宅（介護予防）サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>・居宅（介護予防）サービス計画に沿った指定（介護予防）居宅療養管理指導を提供しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【居宅 条例第17条】 【介護予防条例第51条の10】 ・居宅（介護予防）サービス計画書</p>
<p>9 身分を証する書類の携行</p> <p>(1) 従業者に身分を明らかにする書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するよう指導しているか。</p> <p>(2) 証書等に、事業所の名称、従業者の氏名が記載されているか。（従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。）</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【居宅 条例第19条】 【介護予防条例第51条の12】 ・身分を証する書類 （事業者が発行した証書、名札等）</p>
<p>10 サービスの提供の記録</p> <p>(1) サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況、保険給付の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。</p> <p>(2) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の用意する手帳等に記載する等）により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【居宅 条例第20条】 【介護予防条例第51条の13】 ・サービス提供票</p>

確 認 事 項	適 否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p>11 利用料等の受領 [法定代理受領サービスに該当する場合] ・ 1割又は2割相当額の支払を受けているか。</p> <p>[法定代理受領サービスに該当しない場合] (1) 10割相当額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 基準額との間に不合理な差額が生じていないか。</p> <p>[その他の費用の支払を受けている場合] (1) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスの提供を行った場合に要した交通費の額の支払を利用者から受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。</p> <p>(2) (1)の支払を受ける場合には、その内容及び費用について、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>(3) 課税の対象外に消費税を賦課していないか。 ＊通常の事業の実施地域以外の訪問についての交通費は課税される。</p> <p>(4) 要した費用の支払を受けた際、領収証を交付しているか。</p> <p>(5) 領収証については、保険給付に係る1割負担部分と保険給付対象外のサービス部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【居宅 条例第93条】 【介護予防条例第91条】 ・ 領収証控</p> <p>・ 運営規程</p> <p>・ 重要事項説明書 ・ 同意書</p> <p>・ 領収証控 【青P42】</p> <p>【介護保険法第41条第8項】</p> <p>【介護保険法施行規則第65条】</p>
<p>12 保険給付の請求のための証明書の交付 [法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合] ・ サービスの内容、費用の額等を記したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【居宅 条例第22条】 【介護予防条例第52条の2】</p>
<p>13 指定（介護予防）居宅療養管理指導の基本取扱方針 (1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止、又は、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し計画的に行っているか。</p> <p>(2) 提供する居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>・ 目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行っているか。</p> <p>・ 評価の結果を踏まえた修正を行うなど、改善を図っているか。</p> <p>・ 自ら行う評価に限らず、外部の者による評価（利用者アンケート等を含む）など、多様な評価方法を用いているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【居宅 条例第94条】 【介護予防条例第95条】 【県解釈通知（居宅）】 第二-1-(2) 第二-5-(1)で参照 【県解釈通知（介護予防）】 第三-1-(4) 第三-5-(2)で参照 ・ 評価を実施した記録</p>

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p data-bbox="161 226 927 259">14 指定（介護予防）居宅療養管理指導の具体的取扱方針</p> <p data-bbox="161 293 1011 465">認知症、障害等により判断能力が不十分な利用者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援に努めているか。</p> <p data-bbox="161 506 555 539">[医師又は歯科医師が行う場合]</p> <p data-bbox="161 539 1011 745">(1) サービスの提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供、並びに利用者又はその家族に、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っているか。</p> <p data-bbox="161 786 1011 887">(2) 居宅介護支援事業者等への情報提供は、サービス担当者会議に参加することにより行われているか。また、参加が困難な場合には、原則として、文書等により情報提供を行っているか。</p> <p data-bbox="161 927 1011 1061">(3) 利用者又はその家族からの相談に懇切丁寧に応ずるとともに、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。また、指導又は助言については、文書を交付するよう努めているか。</p> <p data-bbox="161 1102 1011 1135">(4) 提供したサービスの内容について、診療録に記録しているか。</p> <p data-bbox="161 1205 783 1238">[薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が行う場合]</p> <p data-bbox="161 1238 1011 1411">(1) サービスの提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師の場合は、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。</p> <p data-bbox="161 1451 1011 1518">(2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p> <p data-bbox="161 1559 1011 1626">(3) 常に利用者の病状等の把握に努め、適切なサービスを提供しているか。</p> <p data-bbox="161 1666 1011 1733">(4) 提供したサービスの内容について、速やかに診療記録を作成し、医師又は歯科医師に報告しているか。</p> <p data-bbox="161 1803 443 1836">[看護職員が行う場合]</p> <p data-bbox="161 1836 1011 1937">(1) サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行っているか。</p> <p data-bbox="161 1977 1011 2045">(2) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。</p>	<p data-bbox="1046 293 1078 327">適</p> <p data-bbox="1046 539 1078 573">適</p> <p data-bbox="1046 786 1078 819">適</p> <p data-bbox="1046 927 1078 960">適</p> <p data-bbox="1046 1102 1078 1135">適</p> <p data-bbox="1046 1238 1078 1272">適</p> <p data-bbox="1046 1451 1078 1485">適</p> <p data-bbox="1046 1559 1078 1592">適</p> <p data-bbox="1046 1666 1078 1700">適</p> <p data-bbox="1046 1836 1078 1870">適</p> <p data-bbox="1046 1977 1078 2011">適</p>	<p data-bbox="1134 226 1458 259">【居宅 条例第95条】</p> <p data-bbox="1134 259 1458 293">【介護予防条例第96条】</p> <p data-bbox="1134 293 1458 327">【県解釈通知（居宅）】</p> <p data-bbox="1222 327 1366 360">第二-1-(3)</p> <p data-bbox="1238 360 1458 394">第二-5-(2)で参照</p> <p data-bbox="1134 394 1458 427">【県解釈通知（介護予防）】</p> <p data-bbox="1222 427 1366 461">第三-1-(5)</p> <p data-bbox="1238 461 1458 495">第三-5-(3)で参照</p> <p data-bbox="1134 495 1458 528">・指定（介護予防）居</p> <p data-bbox="1134 528 1458 562">宅療養管理指導記録書</p>	

確 認 事 項	適 否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
(3) 提供したサービスの内容について、速やかに記録を作成し、医師又は居宅介護支援事業者等に報告しているか。	適 否	
<p data-bbox="161 365 639 398">15 利用者に関する市町村への通知</p> <p data-bbox="810 365 979 398">事例の有・無</p> <p data-bbox="189 400 1007 465">利用者が、次の各号のいずれかに該当する場合、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村へ通知しているか。</p> <p data-bbox="204 468 1007 568">① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p data-bbox="204 571 994 636">② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。</p>	適 否	<p data-bbox="1206 365 1458 398">【居宅 条例第27条】</p> <p data-bbox="1206 400 1458 434">【介護予防条例第52条の3】</p> <p data-bbox="1206 436 1458 501">・市町村に送付した通知に係る記録</p>
<p data-bbox="161 712 416 745">16 管理者の責務</p> <p data-bbox="161 748 994 813">(1) 管理者は、当該事業所の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p data-bbox="161 853 1007 918">(2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	適 否 適 否	<p data-bbox="1206 712 1458 745">【居宅 条例第56条】</p> <p data-bbox="1206 748 1458 781">【介護予防条例第54条】</p> <p data-bbox="1206 784 1299 817">・組織図</p> <p data-bbox="1206 819 1327 853">・業務日誌</p>
<p data-bbox="161 992 360 1025">17 運営規程</p> <p data-bbox="161 1028 994 1128">・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。また、実際に行っているサービスの内容と合致しているか。</p> <p data-bbox="189 1131 979 1341">①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定（介護予防）居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 ⑤その他運営に関する重要事項</p>	適 否	<p data-bbox="1206 992 1458 1025">【居宅 条例第96条】</p> <p data-bbox="1206 1028 1458 1061">【介護予防条例第92条】</p> <p data-bbox="1206 1064 1327 1097">・運営規程</p>
<p data-bbox="161 1406 472 1440">18 勤務体制の確保等</p> <p data-bbox="161 1442 1007 1585">(1) 原則として月ごとの勤務表を作成しているか。 また、従業者について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p data-bbox="161 1626 979 1691">(2) 当該事業所の従業者によってサービスの提供が行われているか。</p> <p data-bbox="161 1731 1007 1832">(3) 従業者のうち医師、歯科医師、看護師等は、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。 *派遣労働者（紹介予定派遣を除く。）は禁止されている。</p> <p data-bbox="836 1834 1007 1868">事例の有・無</p> <p data-bbox="161 1908 1007 1973">(4) 従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。</p> <p data-bbox="161 2013 1007 2078">(5) (4)の研修は高齢者の人権擁護や虐待防止等、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を踏まえたものであるか。</p>	適 否 適 否 適 否 適 否 適 否	<p data-bbox="1206 1406 1458 1440">【居宅 条例第32条】</p> <p data-bbox="1206 1442 1458 1476">【介護予防条例第55条の2】</p> <p data-bbox="1206 1478 1426 1512">【県解釈通知（居宅）】</p> <p data-bbox="1206 1514 1362 1547">第二-1-(4)</p> <p data-bbox="1206 1550 1458 1583">第二-5-(4)で準用</p> <p data-bbox="1206 1585 1458 1619">【県解釈通知（介護予防）】</p> <p data-bbox="1206 1621 1362 1655">第三-1-(2)</p> <p data-bbox="1206 1657 1458 1691">第三-5-(4)で準用</p> <p data-bbox="1206 1693 1394 1727">・勤務体制一覧表</p> <p data-bbox="1206 1865 1327 1899">・研修計画</p> <p data-bbox="1206 1901 1347 1935">・研修会資料</p>

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p>19 衛生管理等</p> <p>(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。(衛生教育等)</p> <p>(2) 従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、感染を予防するための備品を備えるなどの対策を講じているか。(使い捨て手袋、手指洗浄設備等)</p> <p>(3) 設備や備品について、衛生的な管理に努めているか。(設備の清掃、消毒、備品の保管方法、保管状態)</p>	適	否	<p>【居宅 条例第33条】 【介護予防条例第55条の3】 ・衛生マニュアル ・健康診断の記録</p>
<p>20 掲 示</p> <p>(1) 重要事項の掲示方法は適切か。(場所、文字の大きさ等)</p> <p>(2) 重要事項はすべて掲示されているか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務体制 ③苦情に対する措置の概要 ④利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>(3) 掲示事項の内容、実際に行っているサービス内容、届け出ている内容が一致しているか。</p>	適	否	<p>【居宅 条例第34条】 【介護予防条例第55条の4】 ・平面図</p>
<p>21 秘密保持等</p> <p>(1) 利用者の個人記録の保管方法は適切か。</p> <p>(2) 従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。(就業規則に盛り込む等の雇用時の取り決め、違約金についての定めを置く等)</p> <p>(3) サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族に適切な説明(利用の目的、利用される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。</p> <p>(4) 同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</p>	適	否	<p>【居宅 条例第35条】 【介護予防条例第55条の5】 ・就業時の取り決め等の記録(就業規則) ・同意書</p>
<p>22 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>・居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	適	否	<p>【居宅 条例第37条】 【介護予防条例第55条の7】</p>
<p>23 苦情処理</p> <p>(1) 苦情を受け付けるための相談窓口があるか。 また、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要を記載するとともに、事業所に掲示してあるか。</p>	適	否	<p>【居宅 条例第38条】 【介護予防条例第55条の8】 ・苦情に関する記録 ・苦情処理マニュアル</p>

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p>(2) 苦情を受け付けた場合、受付日、内容等を記録しているか。 また、記録は5年間保存しているか。(通知) 事例の有・無</p> <p>(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら 行っているか。</p> <p>(4) 市町村が行う調査に協力し、指導及び助言を受けた場合に改善 を行っているか。</p> <p>(5) 市町村からの求めがあった場合、改善内容を市町村に報告して いるか。</p> <p>(6) 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導及び助言を 受けた場合に改善を行っているか。</p> <p>(7) 国民健康保険団体連合会からの求めに応じ、改善内容を国民健 康保険団体連合会に報告しているか。</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p>	<p>・苦情に関する記録</p>
<p>24 地域との連携</p> <p>(1) 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及 び援助を行う事業（介護相談員派遣事業）を積極的に受け入れ る等、市町村との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協 力を得て行う事業にも協力するよう努めているか。</p>	<p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p>	<p>【居宅 条例第39条】 【介護予防条例第55条の9】</p>
<p>25 事故発生時の対応</p> <p>(1) 事故発生時の連絡体制（市町村、利用者の家族、居宅介護支援 事業者等）が整えられているか。</p> <p>(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録している か。 事例の有・無 ・5年間保存しているか。(通知) ・県の指針に基づき、県（所管県民局）へ報告しているか。</p> <p>(3) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っている か。 (損害賠償保険への加入又は賠償資力を有することが望ましい。)</p> <p>(4) 事故が生じた場合は、その原因を解明し、再発防止策を講じて いるか。</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p> <p>適</p>	<p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p> <p>否</p>	<p>【居宅 条例第40条】 【介護予防条例第55条の10】 ・連絡体制表</p> <p>・事故記録</p>
<p>26 会計の区分</p> <p>・指定（介護予防）居宅療養管理指導の事業所ごとに経理を区分 するとともに、居宅療養管理指導の事業の会計と、その他の事業 の会計を区分しているか。</p>	<p>適</p>	<p>否</p>	<p>【居宅 条例第41条】 【介護予防条例第55条の11】 ・会計関係書類</p>

確 認 事 項	適	否	根拠・介護報酬の解釈参照頁・確認書類
<p>27 記録の整備</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>〔諸記録〕</p> <p>①提供した具体的なサービスの内容等の記録 (診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録を含む)</p> <p>②市町村への通知に係る記録</p> <p>③苦情の内容等の記録</p> <p>④事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p>	適	否	<p>【居宅 条例第97条】</p> <p>【介護予防条例第93条】</p> <p>【県解釈通知（居宅）】</p> <p>第二-1-(5)</p> <p>第二-5-(3)で参照</p> <p>【県解釈通知（介護予防）】</p> <p>第三-1-(3)</p> <p>第三-5-(1)で参照</p>
<p>第5 変更の届出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更の届出が必要な事項については、適切に届出されているか。 ・事業所の専用区画は届け出ている区画と一致しているか。 ・管理者は届け出ている者と一致しているか。 ・運営規程は届け出ているものと一致しているか。 	適	否	<p>【介護保険法第75条】</p>
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>基本的事項</p> <p>(1) 指定（介護予防）居宅療養管理指導費に係る所定の単位数表により算定しているか。</p> <p>(2) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	適	否	<p>【青P148】</p> <p>・介護給付費請求書、明細書</p> <p>・介護給付費請求書、明細書</p>